○農林水産省告示第千五百六十八号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第七条第一項の規定に基づき、そしゃく配慮食品の日本農林規格を次のように定め、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十八年九月十六日から施行する。

平成二十八年八月十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千五百六十九号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、そしゃく配慮食品についての製造業者等の認定の技術的基準を次のように定め、平成二十八年九月十六日から施行する。

平成二十八年八月十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千五百七十号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十六条の規定に基づき、飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和五十四年八月十八日農林水産省告示第千百八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月十六日から施行する。

平成二十八年八月十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千五百七十一号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、飲食料品及び油脂についての検査方法（昭和五十一年十一月十九日農林省告示第千七十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月十六日から施行する。

平成二十八年八月十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千五百七十二号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十六条第一項第二号ハ（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十八年三月一日農林水産省告示第二百十七号（農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月十六日から施行する。

平成二十八年八月十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○国土交通省告示第九百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　縦覧開始の日　平成二十八年八月十八日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　東京都立川市曙町一丁目二十一番一号立川クレスト・ロータスビル二階　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部東京西部都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第九百三十二号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第三条第五項の規定に基づき、特定警備実施要領（平成二十五年国土交通省告示第千百六十二号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年八月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

特定警備実施要領の一部を改正する告示

第二条第二項中「第一号に掲げる基準に該当する場合であって、第二号イ」を「第一号」に、「同号ロ及びハ」を「第二号及び第三号」に改め、同項各号を次のように改める。

一　有刺線その他これに類するものの取付け

海賊多発海域に入域するまでに、船舷の上端に沿って船体の全周に有刺線その他これに類するものを堅固に取り付けるものとし、海賊多発海域において、航行その他の業務に支障のない限り、取り外さないものとする。

○国土交通省告示第九百三十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年八月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月十七日

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－578号	防火戸（Ｂ０級）	ＢＮ－008－Ｎ	旭・スチール工業株式会社	広島県府中市高木町669番地

○国土交通省告示第九百三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年八月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月十七日

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－37号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音Ａ０等級）（Rw＝30dB）	ＢＮ－008－Ｎ６×18	旭・スチール工業株式会社	広島県府中市高木町669番地
第Ｓ－38号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音Ａ０等級）（Rw＝30dB）	ＢＮ－008－Ｎ6.5×18	〃	〃
第Ｓ－39号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音Ａ０等級）（Rw＝31dB）	ＢＮ－008－Ｎ７×18	〃	〃

二　放水設備からの放水

海賊行為が発生するおそれがある間、海賊に接近されるおそれのある船舷の付近海面に対し、放水設備から放水するものとする。

三　シタデルへの避難

海賊（海賊行為を行う者をいう。）が特定日本船舶に侵入した場合には、当該船舶の船長の判断により、速やかに、乗組員及び確認特定警備従事者を、シタデル（当該船舶内であって、乗組員及び乗船している者が避難するための堅固な構造を有し、かつ、ＶＨＦ無線電話、インマルサット無線電話等の外部との通信手段が確保されている区画をいう。）に避難させるものとする。この場合、船長は、乗組員に推進機関の停止等の措置をとらせることにより、できる限り、海賊が当該船舶を運航できないようにするものとする。

第五条第二項中「確認した」を「確認をした」に改める。

第六条第二号ハ中「引き渡し」を「引渡し」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。